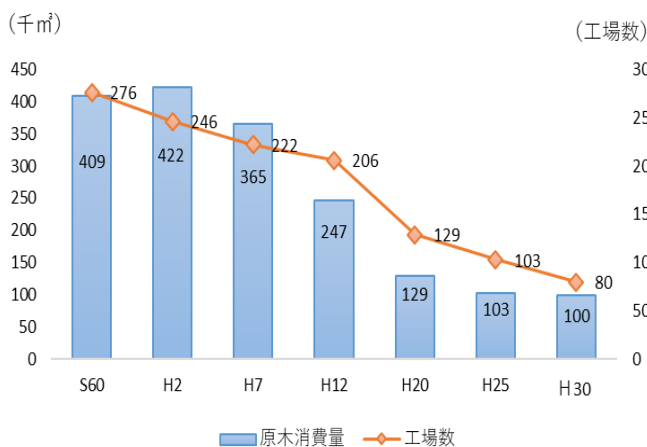


(3) 製材用原木の需要拡大と安定供給

1. 取組の必要性 (背景)

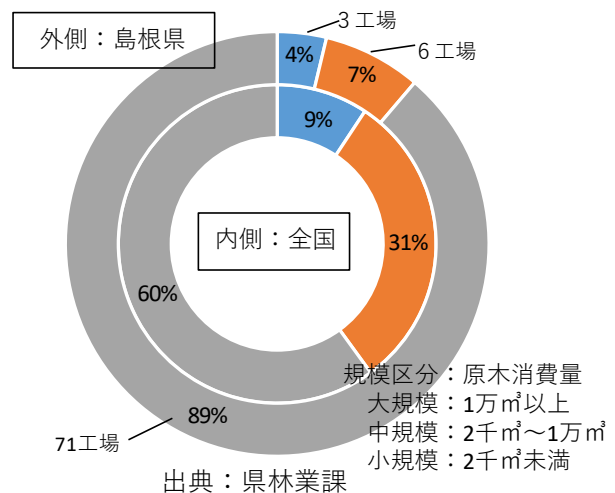
- 原木の用途は、取引価格が高い順に「製材」「合板」「製紙用チップ」「燃料用チップ」となっており、品質に応じて適切に取引されることが森林経営の収益力を向上させる上で重要です。
- 島根県には、原木を大量に消費する合板工場やFIT制度を活用した2基の木質バイオマス発電所が立地し、また、県内や隣県の製紙工場との取引が安定しているなど、いわゆるB材、C材、D材の需要は十分に確保されています。
- 一方で、県内の製材工場数はこの10年で約4割減少し、原木消費量は全盛期（昭和60年頃）の4分の1以下に低下するなど、現在の原木生産量に見合った製材用原木の需要が確保できていません。
- このため、A材として高く取引できる原木を他に転用せざるを得ず、森林所有者が本来得られるはずの収益を失っています。製材工場の新規立地や規模拡大とA材の安定供給により需給バランスを改善し、製材用原木の取引を拡大させることが必要です。

■製材工場における原木消費量と工場数の推移

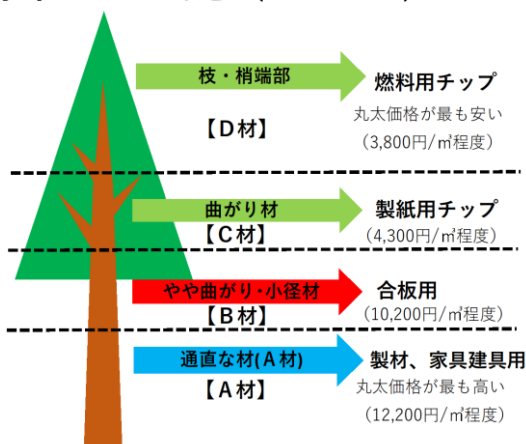


出典：農林水産省「木材統計」

■製材工場の規模別割合(H30)



■原木とその用途 (イメージ)



■製材用原木が取引される原木市場



2. これまでの進め方の課題

- 島根県では、原木生産量は過去7年間で約2倍に増加し、原木を大量に消費する合板工場5工場や大型の木質バイオマス発電所2箇所への供給が増加する一方で、製材用原木の出荷割合は12%（平成30年度）となっており、全国平均の41%と比較しても極めて低くなっています。
- 製材用原木の出荷割合が低い原因としては、次のようなものがあると考えています。
 - ① 本県のスギ・ヒノキの人工林は現在約6割が主伐可能となっているものの、植栽時期が全国と比較して10～15年程度遅く、長年製材用として供給できる原木量が少なかったことの裏返しから、旺盛な需要のある合板工場に安定的に原木（B材）を供給することを優先してきた
 - ② 大量生産される県外や外国産の木材製品の供給増に伴い、県産木材製品の需要が低下し、小規模な製材工場を中心に工場数が大きく減少した
 - ③ 県では、造林や原木生産を行う事業者との関係と比べ、製材工場との関係構築が不十分であったため、個々の製材工場の事業計画や後継者の有無などの情報を把握出来ておらず、有効な事業の提案や製材工場間のグループ化の調整等を行うことができなかった

■ 県産原木の用途別供給量（H30）

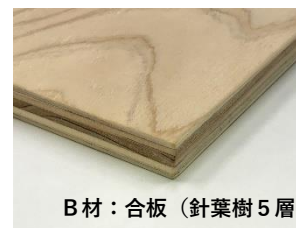
（単位：千m³）

用途	島根県	全国（参考）
製材	73（12%）	11,018（41%）
合板	197（31%）	6,037（23%）
製紙チップ	127（20%）	4,585（17%）
燃料チップ	185（30%）	5,150（19%）
その他 ※県外等	46（7%）	—
合計	628	26,790

出典：県林業課

■ 用途別木材製品

出典：県林業課



■ 用途による原木の違い

用途	原木の径	原木の曲り	採材箇所
製材用（A材）	通直、完満（末口径と元口径の差が少ないもの）なもの		一番玉 （根元に近いところ）
合板用（B材）	小径木（末口径14cm以上）でも可	やや曲がりでも可	二番玉や間伐材でも可

3. 今後の進め方のポイント

(1) 製材工場の新設

令和2年度から、製材工場の新設等が特に大きな効果を生むと見込まれる地域において、候補地調査や原木供給可能量調査を行い、既存工場への影響が最小限となるよう配慮しながら、製材工場の新設（企業立地）を積極的に推進していきます。

また、工場を新設しようとする製材工場の原木確保や流通等の調査を支援するとともに、調査の代行や相談に対応するアドバイザーを派遣する制度を創設します。

さらに、大規模・多様な需要に対応できる体制を整備するため、製材工場間で分業・連携を行うグループ化を推進します。併せて、高品質・高付加価値製品の製造に不可欠なJAS認定^{注1}の取得を支援します。

■製材工場の新設
(イメージ)



(2) ひと山の価値を最大化させるための取組強化

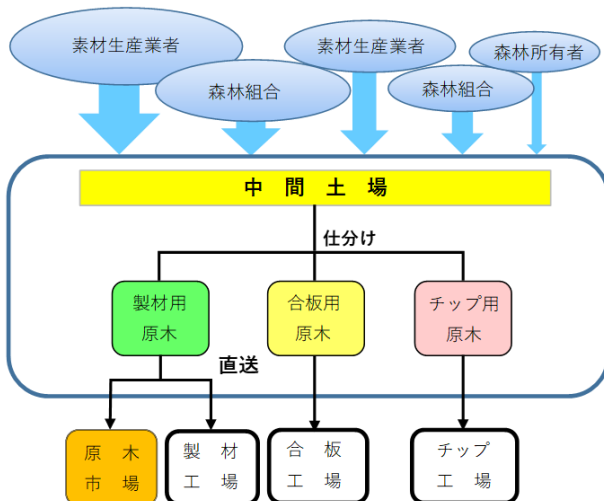
県では、平成24年度から主伐促進対策を行ってきましたが、今後は、主伐により伐採された原木を製材工場へ安定的に供給する体制を構築する必要があります。

そのため、令和2年度から、これまで原木生産量の増大のみを目的に実施してきた原木生産促進事業を見直し、製材用原木の出荷割合が一定以上となる林業事業者への支援を厚くするなど、林業事業者からの製材用原木の出荷量の拡大を図ります。

また、令和元年度から、製材工場の求める原木需要動向を的確に把握し、その需要に応じた寸法、材質等に仕分け、ひと山から生産される木材の収入を引き上げる取組が始まっており、この仕分けが更に定着するよう、研修会等を通じた情報提供や技術普及の取組を強化していきます。市場での木材価格の変動により合板工場への出荷が有利な場合もありますが、全体としては、適切な仕分けにより良質な製材用原木を流通させることで、製材用原木の価格向上に繋げる必要があります。

併せて、中間土場において用途別に仕分けて、販売を行うなどの新たな流通スタイルの導入を推進するとともに、原木の直接取引の取組を強化します。

■中間土場を活用した新たな流通スタイル



■中間土場を活用した原木の仕分け



注1：農林水産大臣が制定した日本農林規格に関する法律（JAS法）に基づく基準を満たす製品。

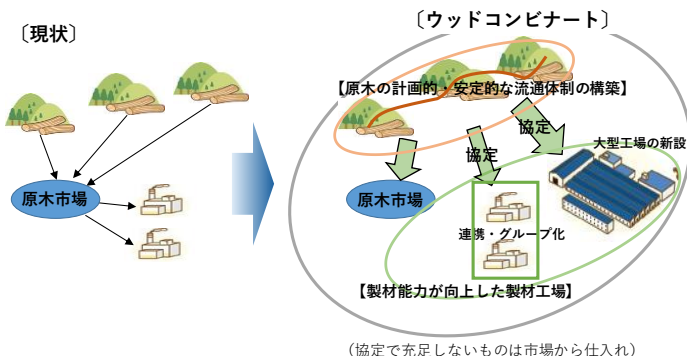
(3) ウッドコンビナートの形成

令和2年度から、川上^{注1}対策としての製材用原木の安定供給体制の整備と、川下^{注1}対策としての製材工場における製材需要の拡大を一体的に進めます。

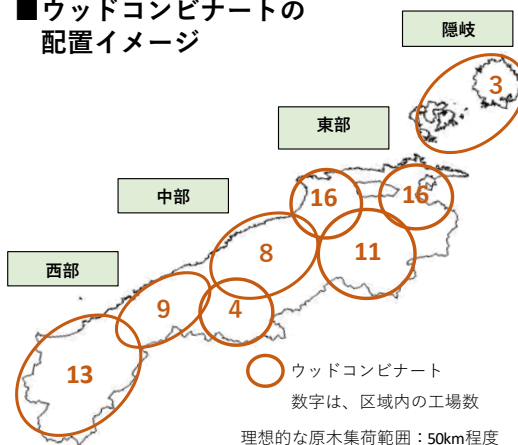
このため、製材工場が必要とする材質・寸法の原木が林業事業者から安定供給されるよう、原木安定供給協定を締結するなどの取組を県が仲介します。こうした取組を推進しながら川上と川下の結びつきを強化し、地域ごとに原木の生産・流通・加工がネットワーク化する「ウッドコンビナート」を県内各所で構築していきます。

※**ウッドコンビナート**とは、複数の林業事業者や製材工場が原木の安定供給協定を締結することにより原木の計画的・安定的な流通体制を構築するとともに、製材工場が新設や規模拡大により製材能力の向上を図ることで、地域ぐるみで伐採から製材加工までの取組が拡大される仕組みです。

■ ウッドコンビナートのイメージ



■ ウッドコンビナートの配置イメージ



注1：木材の生産から加工、利用までの流通体制のことで、川上は造林・素材生産部門などが、川下は製材・加工部門、住宅建築部門や消費者などが該当。

4. 5年後の目指す姿

成果指標	人工林1ha当たりの原木販売額を5%以上アップ
	令和6年度までに2製材工場を新設し、県内製材工場の原木需要量を現状100千m ³ から131千m ³ 以上に増加



- 生産する原木のうち製材用原木の割合を現状12%から17%以上に引き上げ